

令和 8 年度湖西市移住定住実態調査及び施策立案支援業務
簡易型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市への移住・定住に関する実態を多角的に把握し、今後の施策方針の策定および定住促進に向けた課題抽出を行うため、「令和 8 年度湖西市移住定住実態調査及び施策立案支援業務」に関する企画、実施および分析に関する提案を、プロポーザル方式（※）により募集する。

なお、本案件は事務の迅速化および効率化を図るため、審査手順を簡略化した「簡易型プロポーザル方式」を適用し、書類審査のみで受託候補者を選定する。

※最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2. 委託業務

(1) 業務名

令和 8 年度湖西市移住定住実態調査及び施策立案支援業務

(2) 内容

別紙「令和 8 年度湖西市移住定住実態調査及び施策立案支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)までとする。

(4) 委託料

本業務の委託料の上限は、2,178,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

※本業務の遂行に必要な一切の費用を含む。

(5) 支払い方法

委託料の支払い方法は契約時に市と受託者が協議の上、決定する。

3. 応募資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を湖西市との間で直接締結できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 直近の 1 年間において、市税(湖西市に納付義務があるもの)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 湖西市暴力団排除条例(平成 24 年湖西市条例第 34 号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成 11 年法律第 2251 号)に

- 基づき再生手続き開始の申し立てが成されている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)に該当しない者。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者ではないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4. 応募方法

(1) 参加表明届の提出

以下のア～エに掲げる書類を令和8年5月22日(金)17時(必着)までに、企画政策課共創推進係に電子メール(PDF)により提出すること。

ア 参加表明届(様式1)

イ 過去2年間において実施した類似業務実績資料(任意様式)

ウ 会社概要書(任意様式)

エ 直近の決算報告書(任意様式)

(2) 企画提案書の提出

以下のア、イに掲げる書類を令和8年5月29日(金)17時(必着)までに、企画政策課共創推進係に電子メール(PDF)により提出すること。

ア 企画提案書(任意様式)

イ 見積書(任意様式)

※アはページ番号を付番した状態で提出すること。

※イは積算内訳を明記すること

(3) 質問に関する手続き

別紙「令和8年度湖西市移住定住実態調査及び施策立案支援業務」等の内容についての質問は、「質問書」(様式2)により、企画政策課共創推進係に電子メール(PDF)により提出すること。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて連絡すること。また、電話やファックスでの質疑応答は行わないので注意すること。

質問書の受付締切日時は令和8年5月15日(金)17時とする。

5. 選定スケジュール

令和8年5月11日(月)		募集要領公表
令和8年5月15日(金)	17時	質問書提出期限
令和8年5月22日(金)	17時	参加表明届提出期限
令和8年5月29日(金)	17時	企画提案書提出期限
令和8年6月上旬		書類審査 ※プレゼンテーションは実施しない
令和8年6月中旬		選定結果の通知・公表

6. 選考方法

(1) 選考方針

湖西市による審査会において、応募事業者から提出された企画提案書に基づき、書類審査により行う。市が定める最低基準点に達した者のうち、合計得点が最高位である者を契約候補者とする。

提案内容に不明な点がある場合に限り、電話または Web 会議システムを用いた聞き取りを個別に行うことがある。

(2) 審査基準

別紙「審査項目及び審査の着眼点」のとおり、評価を行う。各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点し、審査委員の採点数の合計により算出する。委員の採点の合計が 60%以上(全委員の採点合計÷委員数 \geq 60%)であることを最低基準点とする。

(3) 審査会の委員構成

関係部局の市職員 5 名をもって構成する。

(4) 選考結果の通知

令和 8 年 6 月中旬(予定)に選考結果を通知するとともに、受託予定事業者の名称を湖西市ウェブサイトで公表する。

7. 注意事項等

(1) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

(2) 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画提案書等の書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取り扱う。

(4) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする。

ア 提出期限を経過したもの

イ 応募資格を満たしていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 提案者が次のいずれかに該当するとき

a 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

b 暴力団（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

d 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便

宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

e 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ その他提案の条件に違反したとき。

8. 問い合わせ先・提出先

湖西市 企画政策課 共創推進係

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

電話番号：053-576-4521（直通）

メールアドレス：teiju@city.kosai.lg.jp

別紙「審査項目及び審査の着眼点」

審査項目		審査内容	配点
実施体制	運営体制	業務運営の人的体制が整っており、事業の進行管理を適切に行えるか。市との連携、調整が速やかに行える体制か。	5
	管理者、スタッフの適性	過去の業務実績に基づき、適切な業務遂行が可能と認められるか。	5
	個人情報の取り扱い	個人情報の保護・管理が適切であるか。	5
	類似事業の履行実績	当市や他市・他団体での事業実績が良好であるか。	5
事業内容	基本方針	本事業の目的や背景を的確に理解し、事業実施の方針を定めているか。	10
	事業計画	事業内容(1)～(4)の計画がすべて提案され、仕様を満たしているか。各業務の流れ、組み立て、スケジュールは適切か。	10
	調査手法の具体性	特定ターゲット層への有効なリーチ手法が具体的かつ現実的か。	15
	分析・施策提案能力	調査結果の単なる集計にとどまらず、施策立案に資する深い分析や提言が期待できるか。	15
	業務理解度・独自性	湖西市の現状を把握した上での提案となっているか。他社にはない独自の工夫や付加価値があるか。	20
経済性	費用対効果	積算根拠が明確であり、業務内容に対して見積金額が妥当かつ効率的であるか。(予算の範囲内であること)	10
合計得点			100